

第6回政務活動費検討委員会委員会記録【要旨版】

日 時：平成29年7月25日（火）

午前11時38分から午後1時01分

場 所：議会第2委員会室

| 回 | 検討項目 | 確認事項等 |
|---|----------------------------|--|
| 3 | (1) 政務活動費の運用 における課題について | <p>1 按分の考え方について 委員長より現在の按分の考え方について再確認。 これを受け、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の取扱いのままでよい。 ・ 他の中核市の按分率の状況や、議員基本条例制定等による議会及び議員の責務、議員活動の範囲拡充を考えると、2分の1以内が妥当だと考える。 ・ 議員の活動範囲を考えると、私的生活3分の1、議員活動3分の1、政務活動費3分の1でよい。 ・ 按分率の考え方の根拠が明確に示せないのであれば、対象外にする考え方もあり得る。 <p>なお、「按分の考え方」について、会派で話し合ったうえで、次回、再度協議し、決定することとした。</p> <p>2 要請・陳情活動費における要請・陳情相手先について (要請・陳情活動の相手先を国・県などの公的な機関のみを対象としているが、国会・県議会議員などの個人も対象に加えるかの課題)</p> <p>前回発言があった委員から、要望書や陳情書等を示し、市民にもわかりやすい報告書の作成等を要件とし、国会・県議会議員などの個人へ要請・陳情に係る旅費を政務活動費から支出を認めてよいのではないかという内容の説明が行われた後、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要望書等の内容をきちんと明示することで要請・陳情活動の相手先として、国会・県議会議員などの個人を含めてもよい。 ・ 地元選出国会議員への要請・陳情であれば、当該議員が地元に来るときに行えばよく、大臣や委員長ではない純粋な個人を対象に加えるのは難しい。 ・ 国、県、公的な機関への要請・陳情の必要な経費は現行で認められており、個人に対しては政党活動等の線引きは難しい。 |

| | | |
|--|---------|---|
| | (2) その他 | <p><協議の結果></p> <p>要請・陳情相手先について現行のとおり国会・県議会議員などの個人は対象としないことに決定。</p> <p>3 備品の耐用年数について (備品の耐用年数が、実態に合っていないのではないかという課題)</p> <p>前回発言があった委員から発言内容の確認を行った後、以下のとおり委員から意見が出された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えばW i - F i の耐用年数について、法廷耐用年数表に具体的な項目として示されていないため「事務機器、通信機器」の「その他」に分類され、耐用年数10年として取り扱っているが、パソコンの耐用年数が4年であること等を踏まえると、実態に合っていない。 ・法廷耐用年数に基づいて取り扱っている限り、W i - F i のみ、取扱いを別に定めることは困難である。 <p><協議の結果></p> <p>「備品の耐用年数」について、現行のとおり取扱いとするものの、検討委員会の意見を議長報告の際に提示することに決定し、次回、報告内容の整理をすることとした。</p> <p>事務局から、新聞雑誌等購読料の取扱いについて、協議項目への追加の要望があり、今後、協議項目とすることを確認した。</p> <p>また、政務活動費の領収書等のウェブ公開のイメージ、公開情報について説明した。</p> |
|--|---------|---|